

65歳から74歳の人で一定の障害がある人は、認定を受けることで後期高齢者医療制度に加入することができます(障害認定)。後期高齢者医療

**後期高齢者医療制度の障害認定**

重度心身障害者医療費受給者証をお持ちで、平成31年1月1日以降に受給資格を取得した人は、令和3年10月に一斉更新のため前年の所得を審査し、受給者証を交付します。なお、判定の結果、所得が基準額を超過した場合は支給停止となり、受給者証を交付しません(平成30年12月までに、受給者証の交付を受けている人は令和4年10月に一斉更新となります)。

新しい受給者証を9月下旬に発送します。10月になっても届かない場合は、お問い合わせください。また、新しい受給者証(有効期間の始期が令和3年10月1日のもの)が届きましたら、10月1日以降に差替えをお願いします。古い受給者証は障害者福祉課に返却いただくか、本人で裁断するなどの処分をしてください。

障害者福祉課 ☎21-1452  
☎24-6066

**重度心身障害者医療費受給者証を送付します**

又はFAXで高齢介護課へ。  
☎21-1406 ☎22-7731

ひきこもりに関する相談。面接相談・電話相談のどちらも可能です。相談内容により家庭訪問もできます。相談内容の秘密は厳守します。

場・問障害者福祉課 ☎21-1452  
☎24-6066

**ひきこもり相談についてのご案内**

障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入することで現在加入している健康保険(国民健康保険等)に比べ、医療費の一部負担金の割合や保険料の負担が少なくなる場合があります。世帯の状況や現在加入している健康保険によっては、負担が増えることもあります。

申請・問保険年金課 ☎63-5004  
☎23-0076

障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入することで現在加入している健康保険(国民健康保険等)に比べ、医療費の一部負担金の割合や保険料の負担が少なくなる場合があります。

**みんなきりめけ!!ハッピー体操**

介護予防を目的とした体操です。

とく	10月	定員
市民体育館	4日(月)	60人
唐子地区体育館	6・20日(水)	30人
北地区体育館	14・28日(木)	50人
松山市民活動センター	12日(火)	38人
南地区体育館	8日(金)	50人
大岡市民活動センター	7・21日(木)	30人
野本コミュニティセンター	4・11・25日(月)	35人
高坂丘陵市民活動センター	5・19日(火)	18人
大岡コミュニティセンター	5・19日(火)	26人
市民福祉センター	26日(火)	30人
きらめき市民大学	11・25日(月)	30人
きらめき市民大学(男性のみ)	18日(月)	30人
すわやま荘	19日(火)	35人

時間 午前10時～11時30分(大岡・高坂丘陵市民活動センター、きらめき市民大学(男性のみ)は午後2時～3時30分)

対 市内在住の60歳以上の人  
持 フェイスタオル(体操用)、バスタオル(敷物用)、体育館履き、飲み物  
※事前申込は不要  
※ご自宅付近の会場での参加をお願いします。

**高齢介護課**

総合福祉エリア ☎22-7731  
☎25-3305

**介護予防講演会**

日 10月30日(土)午後1時30分～3時  
(受付午後1時から)

場 高坂市民活動センター

対 市内在住のおおむね65歳以上の人  
定 65人(申込順)

内 「65歳からのフレイル予防」―介護いらずのための食事―  
※手話通訳あり

講師 府川則子さん(女子栄養大学 栄養学部准教授)

申・問 9月1日(水)～10月22日(金)に直接、電話又はFAXで総合福祉エリアへ。

☎22-5561  
☎25-3305

**第3回スマイルウォーキング**

日 10月16日(土)午前8時30分～11時30分

コース 総合福祉エリア⇄岩鼻運動公園(往復4km)

集合場所 総合福祉エリア

対 市内在住のおおむね65歳以上の人  
定 15人(申込順)

内 介護予防を目的にサポーターと共にゆつくりと歩く。

持 飲み物、雨具  
申・問 10月8日(金)までに直接、電話

**年金生活者支援給付金制度**

年金生活者支援給付金は、公的年金等の収入やその他の所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

老齢・障害・遺族基礎年金を受給している人で、所得額が前年より低下したこと等により、令和3年度において新たに支給対象となる人には、順次、日本年金機構から請求手続きのご案内が届きます。同封のはがき(年金生活者支援給付金請求書)に記入し、指定された期間内に日本年金機構へ提出してください(既に年金生活者支援給付金を受給している人は、新たな手続きは不要です)。令和3年10・11月分(12月振込分)から支給されます。

令和3年4月2日以降に年金を受給し始めた人は、年金の請求手続きと併せて年金生活者支援給付金の請求手続きをしてください。

☐老齢年金生活者支援給付金  
対象 次の全てに該当する人  
・65歳以上で老齢基礎年金を受給している人

・世帯員全員の市県民税が非課税の人  
・前年の年金収入額とその他の所得額の合計が879,900円以下の人

**☐障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金**

前年の所得が「4,621,000円+税法上の扶養親族の数×38万円(注意)」以下の人  
(注意)扶養等の種類により変動することがあります。

**不審な電話や案内にご注意ください**

日本年金機構や市役所、厚生労働省から、電話で口座番号やクレジットカード情報をお聞きしたり、手数料等の金銭を求めたりすることはありません。

問 年金給付金専用ダイヤル ☎0570-05-4092  
川越年金事務所 ☎049-242-2657  
保険年金課 ☎21-1434 ☎23-0076

**第44回日本スリーデーマーチ特別企画「市民ウォーク」**



各市民活動センター等を発着地点とする10キロメートル程度のウォーキングコースを設定します。1日のみの参加でも3日間異なるコースでの参加も可能です。是非、日本スリーデーマーチの期間中に市内のウォーキングコースを散策してみませんか。

日 11月5日(金)・6日(土)・7日(日)

対 市内在住の人

コース	発着地点	距離	スタート時間	定員(申込順)
比企氏伝説・ぼたん園・秋葉道コース	大岡市民活動センター	約11km	午前8時～8時15分	100人 (各日センターごと)
滑川・市野川散策コース	平野市民活動センター	約9km		
柏崎緑陰・松山城址コース	ウォーキングセンター	約8km	午前9時～9時15分	
青島城跡・おため池コース	唐子市民活動センター	約8km		
岩殿観音・彫刻通りコース	高坂市民活動センター	約10km		
野本の文化財を訪ねる東コース	野本市民活動センター	約8km		
まなびのみち・市民の森コース	高坂丘陵市民活動センター	約10km		

費 無料  
申 9月1日(水)～30日(木)に直接、スポーツ課又は各市民活動センターへ。  
※申込書及びチラシはスポーツ課及び各市民活動センターにあります。  
※発着地点となる市民活動センターとは別の市民活動センターでも申込みできます。  
問 スポーツ課 ☎21-1439 ☎23-2239